

『みずほ リ・バース60』 付帯保険のご案内

みずほ銀行ならではの安心!!

『みずほ リ・バース60』は特典として2つの保険を自動付帯*1しています。

*1 みずほ リ・バース60を500万円以上お借入の方

特典
1

個人賠償責任保険

交通事故に限らず、日常生活での偶発的な事故。例えば売り物を壊してしまう、自転車事故を起こしてしまうなど、加害者になってしまったときの損害賠償を補償します。

さらに安心の「示談交渉を行うサービス」付き

日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。



専門担当者が被害者との
示談交渉をしてくれるので
安心です

特典
2

弁護士費用補償保険

インターネット通販詐欺の被害者になってしまったときなどに生じる法律相談・書類作成費用や弁護士費用を補償します。

さらに安心の「被害事故・嫌がらせ相談窓口」、「弁護士紹介サービス」付き

人格権侵害や被害事故によるトラブルに遭遇し緊急の対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスや、ご希望のお客様に弁護士をご紹介できるサービスです。



人格権侵害や、被害事故による
トラブルが発生した際に、
お電話で専門担当者にご相談
いただけるサービスです

万一、事故にあわれたら・被害事故に関するご相談の際には

《取扱代理店》

損保ジャパンパートナーズ株式会社

〒163-0441 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル17F

*2 「みずほ リ・バース60」の利用者であることをお申し出ください。

以下にご連絡ください*2

03-6279-0646

(受付時間：平日9時00分～17時00分)

個人賠償責任保険+弁護士費用補償保険のご案内

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

商品の仕組み	この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたもので、保険契約者は株式会社みずほ銀行です。
保険期間	株式会社みずほ銀行が販売する「みずほり・パース60」の債務者となった時に始まり、以降、毎年11月1日に自動更新となり、債務者死亡、完済等により債務者でなくなった時まで継続します。ただし、残高が500万円以上の期間に限りです。 なお、本保険は毎年自動更新となる11月1日時点の普通保険約款を適用します。
保険金額	補償① 死亡後遺障害保険金:15万円(交通乗用具との接触、衝突等の交通事故によるケガを原因とした死亡、後遺障害に限ります。) 補償② 個人賠償責任補償 :1事故につき1億円限度(自己負担なし) 補償③ 弁護士費用総合補償:法律相談・書類作成費用5万円(自己負担金額1,000円)、弁護士費用100万円(自己負担割合10%)
被保険者	補償①③:「みずほり・パース60」の債務者本人(※) 補償② :〈1〉「みずほり・パース60」の債務者本人(※)(以下、本人) 〈2〉本人の配偶者 〈3〉本人またはその配偶者の同居の親族 (4)本人またはその配偶者の別居の未婚の子 (5)本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。 〈6〉〈2〉から〈4〉までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (※)新規借入時は保険期間開始日に、契約の自動更新時は毎年11月1日において満99歳以下の方に限りです。
引受保険会社	損害保険ジャパン株式会社(以下、損保ジャパン)

補償の内容とご留意いただきたい事項

傷害総合保険(交通傷害危険のみ補償特約)

■保険金をお支払いする主な場合

日本国内または国外において、被保険者が次の①から③までのいずれかに該当する傷害を被り、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または後遺障害が生じた場合、死亡保険金または後遺障害保険金をお支払いします。ただし、入院保険金、手術保険金、通院保険金は補償対象外です。

- ①運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故によって被った傷害
②運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置に搭乗している、もしくは、乗客として改札口構内にいる被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害
③被保険者が、交通乗用具の火災によって被った傷害

■保険金をお支払いできない主な場合

①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑩交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 ⑪船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。)とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑫航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ⑬グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑭被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事中のその作業に直接起因する事故

個人賠償責任補償特約

■保険金をお支払いする主な場合

日本国内または国外において、被保険者が次の①から③までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任補償の保険金額を限度とします。

なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。

- ① 住宅の所有・使用・管理または被保険者の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。))に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合
②日本国内で受託した財物(受託品)(※1)を壊したり盗まれた場合
③ 誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等(※2)を運行不能にさせた場合

■保険金をお支払いできない主な場合

- ①故意
②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害
③地震、噴火またはこれらによる津波
④被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任
⑦心神喪失に起因する損害賠償責任
⑧被保険者または被保険者の指図により暴行または殴打に起因する損害賠償責任
⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
⑩環境汚染に起因する損害賠償責任
⑪受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害
⑫受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害
・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使
・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い
・偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故
・置き忘れ(※2)または紛失
・詐欺または横領
・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み
・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など
(※1)次のものは「受託品」に含まれません。
・携帯電話、眼鏡、動物、植物、自転車、通貨、骨とう品、美術品 など
(※2)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。
(※3)次の①から③までのいずれかに該当するものを除きます。
①主たる原動力が人力であるもの
②ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート(ただし、ゴルフカート自体の損壊により発生する貸主への賠償責任に対しては保険金をお支払いしません。)
③身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの
(※4)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。

弁護士費用総合補償特約

■保険金をお支払いする主な場合

被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下1・2のいずれかに該当するトラブル(※1)について、弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用を負担することにより被った損害に対して、弁護士費用保険金または法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、被保険者の未成年の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。なお、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。

- 1、被害事故に関するトラブル
2、人格権侵害に関するトラブル

■保険金をお支払いできない主な場合

- ①故意、重大な過失または契約違反
②自殺行為(※2)、犯罪行為または闘争行為
③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の使用
④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの
⑤地震、噴火またはこれらによる津波
⑥国または公共団体の強制執行または即時強制
⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合は保険金をお支払いします。
⑧被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル
⑨主として被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子の職務のために使用される財産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由
⑩債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル(過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。)。ただし、盗取による被害事故に関するトラブルを除きます。
⑪保険契約または共済契約に関する事由。
⑫被保険者または被保険者の未成年の子とその親族との間で発生した事由
⑬環境汚染
⑭環境ホルモン、石棉またはこれと同種の有害な特性に起因する事由
⑮騒音、振動、悪臭、日照不足等
⑯電磁波障害 など
⑰【被害事故に関するトラブルに該当する場合】
⑱自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者の未成年の子が被った被害事故に関するトラブル
⑲医師等が行う診療、診断、検査、診断、治療、看護または疾病の予防
⑳あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等
㉑薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示
㉒身体美容または整形 など
(※1)日本の国内法に基づき解決するトラブルに限りします。
(※2)この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合については保険金をお支払いします。

※このページは概要を説明したものです。詳細につきましては、表面に記載の取扱代理店までお問い合わせください。